

議案第 47 号

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和 3 年 2 月 3 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

(別 紙)

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和3年2月3日

西宮市教育委員会

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表教育職の部教員特殊勤務手当の項中「3,600円」を「2,700円」に改め、同表備考第7項第3号中「4時間」を「3時間」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号）第7条の3第1項に規定する教育職員（次項において「教育職員」という。）が別表教育職の部教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第3号に掲げる業務（次項において「3号業務」という。）に4時間又はこれと同程度従事した場合における改正後の同表の規定の適用については、同部教員特殊勤務手当の項中「2,700円」とあるのは、「3,300円」とする。
- 3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、教育職員が3号業務に4時間又はこれと同程度従事した場合における改正後の別表の規定の適用については、同表教育職の部教員特殊勤務手当の項中「2,700円」とあるのは、「3,000円」とする。

新旧対照表（西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

※ゴシック文字は改正部分を示す。

改正案				現行			
(略)				(略)			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
支給対象 職種	種類	支給基準	支給額	支給対象 職種	種類	支給基準	支給額
略	略	略	略	略	略	略	略
教育職	教員特殊勤務手当	給与条例第7条の3第1項に規定する教育職員が次に掲げる業務に従事した場合。ただし、第1号イに掲げる業務及び第4号に掲げる業務で泊を伴うものに従事した場合を除き、心身に著しい負担を与える業務内容の程度のものに従事した場合に限る。 (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の業務若しくは復旧の業務（イに掲げる業務に該当するものを除く。） イ 非常災害（災害救助法	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 支給基準の欄第1号アに掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について8,000円。ただし、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災業務に4時間程度以上従事した場合は、業務に従事した日1日について4,000円とし、同業務に7時間45分程度以上従事した場合は、業務に従事した日1日について8,000円とする。 (2) 支給基準の欄第1号イに掲げる業務に従事した場合 公立学校教職員の特殊勤	教育職	教員特殊勤務手当	給与条例第7条の3第1項に規定する教育職員が次に掲げる業務に従事した場合。ただし、第1号イに掲げる業務及び第4号に掲げる業務で泊を伴うものに従事した場合を除き、心身に著しい負担を与える業務内容の程度のものに従事した場合に限る。 (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の業務に該当するもの（イに掲げる業務を除く。） イ 非常災害（災害救助法	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 支給基準の欄第1号アに掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について8,000円。ただし、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災業務に4時間程度以上従事した場合は、業務に従事した日1日について4,000円とし、同業務に7時間45分程度以上従事した場合は、業務に従事した日1日について8,000円とする。 (2) 支給基準の欄第1号イに掲げる業務に従事した場合 公立学校教職員の特殊勤

	<p>(昭和22年法律第118号) 第2条に規定する災害であつて、被災者の数、避難所の設置状況等からみて極めて重大であるとして西宮市教育委員会が指定するものに限る。) 時における学校園に設置された避難所の運営等の救助の業務</p> <p>ウ 児童又は生徒の負傷又は疾病等に伴う救急の業務</p> <p>エ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務</p> <p>(2) 修学旅行又は臨海学校若しくは林間学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>(3) 学校の管理下において行う部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務</p> <p>(4) 西宮市教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は西宮市</p>	<p>務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)第3条の2第2項第2号に規定する額を超えない範囲で西宮市教育委員会が定める額</p> <p>(3) 支給基準の欄第1号ウに掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について7,500円</p> <p>(4) 支給基準の欄第1号エに掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について7,500円</p> <p>(5) 支給基準の欄第2号に掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について5,100円</p> <p>(6) 支給基準の欄第3号に掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について2,700円</p> <p>(7) 支給基準の欄第4号に掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について5,100円</p> <p>(8) 支給基準の欄第5号に掲げる業務に従事した場合</p>		<p>(昭和22年法律第118号) 第2条に規定する災害であつて、被災者の数、避難所の設置状況等からみて極めて重大であるとして西宮市教育委員会が指定するものに限る。) 時における学校園に設置された避難所の運営等の救助の業務</p> <p>ウ 児童又は生徒の負傷又は疾病等に伴う救急の業務</p> <p>エ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務</p> <p>(2) 修学旅行又は臨海学校若しくは林間学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>(3) 学校の管理下において行う部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務</p> <p>(4) 西宮市教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は西宮市</p>	<p>務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)第3条の2第2項第2号に規定する額を超えない範囲で西宮市教育委員会が定める額</p> <p>(3) 支給基準の欄第1号ウに掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について7,500円</p> <p>(4) 支給基準の欄第1号エに掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について7,500円</p> <p>(5) 支給基準の欄第2号に掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について5,100円</p> <p>(6) 支給基準の欄第3号に掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について3,600円</p> <p>(7) 支給基準の欄第4号に掲げる業務に従事した場合 業務に従事した日1日について5,100円</p> <p>(8) 支給基準の欄第5号に掲げる業務に従事した場合</p>
--	---	---	--	---	---

		職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年西宮市条例第27号）第2条の2第1項、第3項及び第4項に規定する勤務を要しない日及び同条例第6条第2項に規定する休日（以下「勤務を要しない日等」という。）に行うもの （5）高等学校入学志願者の学力検査における入学志願者の監督、採点又は合否判定の業務	業務に従事した日1日について900円
略	略	略	略

備考

(略)

(教員特殊勤務手当における支給要件)

7 教員特殊勤務手当の項に規定する心身に著しい負担を与える業務内容の程度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第1号ア、ウ及びエの業務 次に定める程度

ア 勤務を要しない日等については、業務に従事した時間が終日（日中7時間45分）又はこれと同程度

イ 半日勤務時間を割り振られた日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度

ウ ア及びイに定める日以外の日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き

		職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年西宮市条例第27号）第2条の2第1項、第3項及び第4項に規定する勤務を要しない日及び同条例第6条第2項に規定する休日（以下「勤務を要しない日等」という。）に行うもの （5）高等学校入学志願者の学力検査における入学志願者の監督、採点又は合否判定の業務	業務に従事した日1日について900円
略	略	略	略

備考

(略)

(教員特殊勤務手当における支給要件)

7 教員特殊勤務手当の項に規定する心身に著しい負担を与える業務内容の程度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第1号ア、ウ及びエの業務 次に定める程度

ア 勤務を要しない日等については、業務に従事した時間が終日（日中7時間45分）又はこれと同程度

イ 半日勤務時間を割り振られた日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度

ウ ア及びイに定める日以外の日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き

<p>続き午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度</p> <p>(2) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第2号の業務 業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が7時間45分又はこれと同程度</p> <p>(3) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第3号の業務 次に定める程度</p> <p>ア 勤務を要しない日等については、業務に従事した時間が<u>3時間</u>又はこれと同程度</p> <p>イ 半日勤務時間を割り振られた日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き<u>3時間</u>又はこれと同程度</p> <p>(4) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第4号の業務(泊を伴うものを除く。)業務に従事した時間が終日(日中7時間45分)又はこれと同程度</p> <p>(5) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第5号の業務 次に定める程度</p> <p>ア 勤務を要しない日等については、業務に従事した時間が終日(日中7時間45分)又はこれと同程度</p> <p>イ 半日勤務時間を割り振られた日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き5時間又はこれと同程度</p> <p>ウ ア及びイに定める日以外の日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き1時間又はこれと同程度</p>	<p>続き午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度</p> <p>(2) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第2号の業務 業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が7時間45分又はこれと同程度</p> <p>(3) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第3号の業務 次に定める程度</p> <p>ア 勤務を要しない日等については、業務に従事した時間が<u>4時間</u>又はこれと同程度</p> <p>イ 半日勤務時間を割り振られた日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き<u>4時間</u>又はこれと同程度</p> <p>(4) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第4号の業務(泊を伴うものを除く。)業務に従事した時間が終日(日中7時間45分)又はこれと同程度</p> <p>(5) 教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第5号の業務 次に定める程度</p> <p>ア 勤務を要しない日等については、業務に従事した時間が終日(日中7時間45分)又はこれと同程度</p> <p>イ 半日勤務時間を割り振られた日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き5時間又はこれと同程度</p> <p>ウ ア及びイに定める日以外の日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き1時間又はこれと同程度</p>
<p><u>付 則</u></p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)第7条の3第1項に規定する教育職員(次項において「教育職員」という。)が別表教育職の部教員特殊勤務手当の項支給基準の欄第3号に掲げる業務(次項において「3号業務」という。)に4時間又はこれと同程度従事した場合における改正後の同表の規定の適用については、同部教員特殊勤務手当の項中「2,700円」とあるのは、「3,300円」とする。</p> <p>3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、教育職員が3号業務に4時間又はこれと同程度従事した場合における改正後の別表の規定の適用については、同表教育職の部教員特殊勤務手当の項中「2,700円」とあるのは、「3,000円」とする。</p>	